# 部品の売買および技術サービスの提供に関する条件書

この「部品の売買および技術サービスの提供に関する条件書」（以下「本条件書」という）は、株式会社三井 E&S 物流システム事業部またはそのグループ会社（以下「三井」という）と三井の顧客（以下「顧客」という）との間の部品（以下「本部品」という）の売買およびそれに関連する三井の技術者による技術サービス（以下「本サービス」という）の提供に関してその契約条件を定めるものであり、三井および顧客の間のすべての個別の取引に共通して適用される。

## １．契約

1.1 本部品の売買または本サービスの提供にかかる個別の契約（以下「個別契約」という）は、別段の合意がない限り、顧客が三井に品名、数量、納期その他の事項を明記した所定の注文書を発行し、三井が顧客に注文請書を発行することによって成立する。

1.2 本条件書の内容と個別契約の内容が異なる場合には、個別契約の記載が優先する。

## ２．価格等

書面による別段の合意がない限り、本部品の売買または本サービスの提供に関連して課される公租公課は、注文請書に記載される本部品または本サービスにかかる合計金額（以下「本代金」という）には含まれず、顧客が負担する。

## ３．納入

3.1 書面による別段の合意がない限り、本部品の納入は、国際商業会議所が発行するインコタームズ 2020 によるものとする。

3.2 本部品の所有権は、顧客による本代金の支払完了時に、三井から顧客に移転する。顧客は三井の要求に従い、本代金を完済するまで、三井の所有権に関して必要なあらゆる措置を講じるものとする。

## ４．梱包およびマーキング

本部品の梱包およびマーキングは、三井の標準的な基準により行うものとする。

## ５．本サービス

5.1 本サービスの代金は、三井所定の時間レートに三井の技術者の作業時間（実働時間の他、三井の技術者の居住地または勤務地と本サービスの提供場所との間の三井の技術者の移動時間および待機時間を含む。）を乗じた金額とする。また、新型コロナウィルス等の感染症、流行病を含む三井の責めに帰することのできない事由により各国で待機時間が発生した場合、当該待機時間および当該待機時間中の費用についても、本５条に従い、顧客が負担する。

5.2 本サービスの提供にあたり、三井の技術者の居住地または勤務地と本サービスの提供場所との間の三井の技術者の移動のための旅費（ビジネスクラスでの往復航空券の費用を含む。）およ

び宿泊費用、ならびに本サービスの提供に必要なすべての費用は、顧客が負担する。

5.3 顧客は、本サービスの提供を行う三井の技術者に対し、下記を無償で提供する。

i) 本サービスの提供に必要な調度品および用具類が装備されている現地における空調設備のある事務所

ii) 医療サービス

iii) 通信機器及びコピーマシン

iv) 三井の技術者の滞在場所と本サービスの提供場所の間の移動手段（自動車による送迎を含む。）

v) 三井の承諾を得た金額および保険会社による一般賠償責任・労働災害補償

5.4 書面による別段の合意がない限り、三井の技術者の作業時間は、8時間／日、５日／週を上限とし、土曜、日曜ならびに現地および三井の技術者の居住地もしくは勤務地における祝祭日を休日とする。なお、本条件書の他のいかなる条項にかかわらず、三井の技術者は、作業する日が連続して12日になる場合、休日を1日取得するものとする。

5.5 書面による別段の合意がない限り、三井は、本サービスの提供にあたり顧客の設備を使用できるものとする。

5.6 顧客は、自己の人員（以下「顧客人員」という。）をして、三井の技術者に協力させ、また三井の技術者の指示および指導に従わせるものとする。

5.7 顧客人員の責任者は、三井による本サービスの提供の完了を書面により確認するものとし、三井は、第7条に記載の内容を除き、当該確認後、本サービスの提供に関して一切責任を負わない。

## ６．支払条件

6.1 書面による別段の合意がない限り、顧客は、本代金を、本部品の納入または本サービスの提供完了後３０日以内に、三井の指定する銀行口座に電信送金（T/T）する方法で振り込んで支払う。

6.2 本代金の支払について、三井の要求があれば、顧客は、三井に対し、三井が受入れ可能な銀行が発行する信用状（L/C）等の適切な担保を提供する。

6.3 顧客が三井に対し何らかの債権を有する場合でも、顧客は、本代金の支払債務と相殺することはできない。

6.4 三井は、顧客が期限までに本代金の支払をしない場合、法律で許容される範囲内において、裁判所の決定によらずに本部品を取り返すことができる。

6.5 顧客が三井に対する金銭債務の履行を怠ったときは、顧客は三井に対し、支払期日の翌日より完済の日まで年１４．６％の割合による遅延損害金を支払う。

## ７．契約不適合

7.1 三井は、本部品または本サービスがその種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合（通常の摩耗、劣化、腐食等を除き、以下「契約不適合」という）は、本部品のうち新

品については三井または三井が委託する第三者から出荷後１２ヶ月以内、新品以外(整備品、Exchange 品を含む)については三井または三井が委託する第三者から出荷後６ヶ月以内、本サービスについては提供完了後６ヶ月以内（以下「保証期間」という）に限り、本条に定める契約不適合責任を負う。顧客は、契約不適合の発見後１週間以内に、データ表、メンテナンス、点検記録等の詳細な書類を添えて書面により三井に通知する。

7.2 前項の場合、三井は、顧客の通知内容を調査し、契約不適合が三井の責めに帰するものか否かを合理的に確認し、その結果を顧客に速やかに連絡する。契約不適合が三井の責めに帰すべき事由によることが三井によって合理的に確認された場合には、三井は契約不適合がある部分の修補または取替（同等の性能を有する代替品との交換を含む。以下同じ。）を行う。

7.3 本部品の取替を行う場合の納入条件は、3.1 条の規定を準用する。

7.4 7.2 条に基づき三井が契約不適合がある部分の修補または取替を行うための費用の負担は、5.2 条の規定を準用する。

7.5 契約不適合が顧客自身または第三者によって実施された本部品の修理もしくは交換またはそれに関連する技術サービスの提供に起因する場合、三井は、契約不適合責任を負わない。

7.6 三井の契約不適合責任は、7.2 条に定める契約不適合の修補もしくは取替に限定されるものとし、保証期間内に顧客から通知がない場合、三井は、本部品または本サービスについて何ら責任を負わない。

## ８．知的財産権

8.1 本条件書のいかなる条項も、本部品に関連する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）その他一切の知的財産権を顧客に移転するものではない。

8.2 三井は、顧客の指示に起因する本部品または本サービスによる第三者の知的財産権の侵害に関して一切責任を負わないものとし、そのような侵害によって発生する紛争またはクレームは、顧客が単独で解決するものとする。

## ９．解除

9.1 三井および顧客は、相手方当事者に書面で通知することにより個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、解除する当事者は、かかる解除によって相手方当事者に生じた損害を賠償するものとする。

9.2 いずれの当事者も、相手方当事者に次の各号の一にでも該当する事由があるときは、書面で通知することにより個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、当該当事者は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げられない。

- i） 本条件書または個別契約に違反したとき
- ii） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てまたは特別清算開始の申立てがあったとき
- iii） 自ら振り出しまたは引き受けた手形・小切手について、一度でも不渡処分を受けたとき

iv)　監督官庁より事業停止または事業免許もしくは事業登録の取消処分を受けたとき
v)　資本減少、事業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき

## １０．責任制限

10.1　本条件書の他のいかなる条項にかかわらず、三井が顧客に対して賠償する損害の範囲は、三井の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限るものとし、三井は、逸失利益、営業損失、不稼働損失、原料・生産物の損失および間接損害ならびにこれらに類する損害について一切の責任を負わない。

10.2　三井の個別契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本代金の３０％を越えないものとする。

10.3　三井の責めに帰すべき事由による本部品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、三井は、当該損害を賠償するものとする。なお、賠償すべき損害の範囲および額については、データ表、メンテナンス、点検記録等の当該損害に関する詳細な書類を顧客が三井に通知のうえ、三井および顧客で協議して決定するものとし、顧客が当該損害について当該第三者と和解する場合（裁判上又は裁判外を問わない。）には、顧客は事前に三井の承諾を得るものとする。

## １１．輸出管理

いずれの当事者も、本条件書および個別契約の義務の履行に際し、外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する関連法規ならびに輸出先の輸出管理に関する法規および米国輸出管理規則を遵守するものとする。

## １２．　不可抗力

天災その他自然的または人為的な事象であって、三井の責めに帰することのできない事由（政府・市民・軍隊による行動、労働者によるストライキやその他労働紛争、火災、洪水、伝染病、戦争、暴動、市民の反乱、輸送遅延、原材料・部品・燃料・ガス・電力の供給不足を含むが、これに限らない。）による三井の本条件書または個別契約の全部または一部の遅滞、不履行は、三井の本条件書または個別契約の違反とせず、三井はその責任を負わない。

## １３．　秘密保持

13.1　いずれの当事者も、本条件書または個別契約により相手方当事者より開示を受けた相手方当事者の秘密情報について、相手方当事者の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りではない。

i)　開示を受けた時点で既に公知であった情報
ii)　開示後に自らの責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
iii)　第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
iv)　開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報

13.2　前項の規定にかかわらず、三井および顧客は、法令等または官公庁の命令等により秘密情報の開示が義務づけられる場合には、事前に相手方当事者に対して書面にて通知の上、かかる義務が課される範囲で当該秘密情報を開示することができる。

13.3　本条に定める義務は、個別契約終了後３年間は有効に存続する。

## １４．　譲渡

いずれの当事者も、本条件書または個別契約に基づいて発生する権利または義務の全部または一部を、相手方当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、または第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならない。

## １５．　修正

本条件書は、三井および顧客が記名押印または署名した書面をもって合意した場合にのみ、修正できるものとする。

## １６．　準拠法

本条件書および個別契約の準拠法は、日本法とする。

## １７．　仲裁

本条件書または個別契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。

以上